

# 給付年金コーナー

## 障害年金を受給されている方へ

### 〔新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえた障害年金診断書の取扱いについて〕

- ▶ 障害年金を受給されている方は、提出期限までに、障害年金診断書を日本年金機構に提出していただく必要があり、期限までに提出されない場合は、通常は、障害年金の支払いが一時差止めとなります。
- ▶ 障害年金診断書の作成可能期間は3か月間とされていますが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により医療機関を受診できず、通常の手続きを円滑に行うことができない場合も想定されます。
- ▶ このため、以下のとおり、障害年金診断書の提出についての特例措置を講じます。

① 提出期限が令和3年2月末日である方

令和3年8月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差止めは行いません。

② 提出期限が令和3年3月末日、4月末日、5月末日、6月末日、7月末日又は8月末日である方

令和3年9月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差止めは行いません。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

## 介護サービスを利用の皆様へ

### ～令和3年8月利用分から高額介護サービス費の負担限度額が変わりました～

- 介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。高額介護サービス費とは、支払った利用者負担の1か月の累計が負担限度額を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。
- 令和3年8月から、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定収入以上の高所得者世帯について、負担限度額が変更されました。
- ①現役並み所得者の区分が所得に応じて細分化されました。

所得区分		令和3年7月までの世帯の上限額	令和3年8月からの世帯の上限額
① 現役並み所得	課税所得690万円(年収1,160万円)以上	44,400円	140,100円
	課税所得380万円(年収770万円)以上690万円(年収1,160万円)未満		93,000円
	課税所得145万円(年収383万円)以上380万円(年収770万円)未満		44,400円
② 一般	①③及び④以外の者	44,400円	44,400円
③ 市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税世帯(次に掲げる場合を除く)	24,600円	24,600円
	(1)市町村民税非課税世帯で、前年の〔公的年金等収入金額+合計所得金額〕の合計が80万円以下である場合 (2)市町村民税非課税世帯の高齢年金受給者	15,000円(個人)	15,000円(個人)
④	(1)生活保護の被保護者	(1)15,000円(個人)	(1)15,000円(個人)
	(2)15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	(2)15,000円	(2)15,000円

問合せ 役場 ☎66・3111 健康福祉課介護保険担当 内線124、128

## 8月の納期

### ●町県民税

■普通徴収(第2期分)

■特別徴収(第3期分) 今月支給される年金から天引きされます。

### ●国民健康保険税

■普通徴収(第2期分)

■特別徴収(第3期分) 今月支給される年金から天引きされます。

### ●介護保険料

■普通徴収(第2期分)

■特別徴収(第3期分) 今月支給される年金から天引きされます。

### ●後期高齢者医療保険料普通徴収(第2期分)

納期限は8月31日(火)です。口座振替の場合は8月26日(木)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町県民税 税務会計課課税担当 内線115  
国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112  
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123  
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線128